



-さつまいもの花- いばらき自然環境フォトコンテスト入選 酒井 永さん

「人材の募集・確保は ハローワークが応援します！」

おもな内容

- 県内の雇用情勢 2
- 事業主の皆様へ(「年齢」についてもう一度考えてみませんか?) 3~4
- 「平成16年屋外労働者職種別賃金調査結果の概要」について 5~6
- 「平成18年3月新規高卒求人受理開始」「ご存知ですか? 障害者の雇用について」 7
- 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人数が30か月連続(前年同月比)増加

有効求職者数は25か月連続の減少

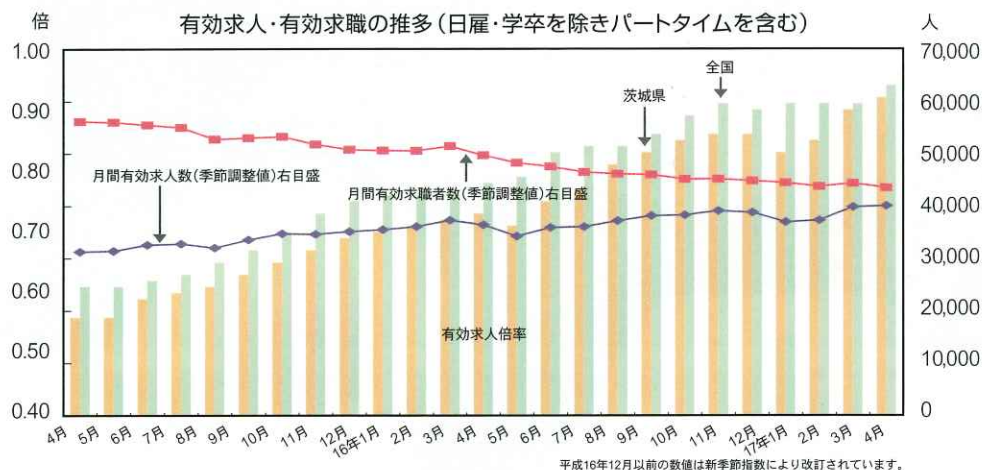
① 概況

4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は前年同月に比較して1.8%減と僅かではあるが3か月ぶりの減少となり、福祉・医療(13.8%増)、サービス業(6.9%増)、飲食店・宿泊業(5.3%増)等で増加が見られたものの、運輸業(15.3%減)、情報通信業(12.9%減)、製造業(9.9%減)等の減少の影響で全体で1.8%減となりました。

新規求職者数(9.8%減)は5か月連続で減少し、特にパートタイムが69.2%増加したのに比べパートタイム以外が24.6%減少し、全体としてマイナスとなる傾向が続いている。

有効求人数は39,920人で、前年同月比で30か月連続して増加(10.0%増)し、有効求職者数は、47,452人(12.0%減)と、25か月連続の減少となりました。また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は0.92倍(季節調整値)と、前月(0.90倍)を0.02ポイント上昇しています。

こうした中で、就職件数は3,915件となり前年同月比では2.1%減少し、5か月連続の減少となりました。



② 新規求人の動き

新規求人数は13,865人となり、前年同月比で1.8%減少し、3か月ぶりの減となりました。

産業別にみると、建設業(前年同月比0.4%増)飲食店・宿泊業(同5.3%増)、医療・福祉(同13.8%増)、サービス業(同6.9%増)及びその他の産業(同3.4%増)で増加し、減少は、製造業(同9.9%減)、情報通信業(同12.9%減)、運輸業(同15.3%減)と卸売・小売業(同8.8%減)でした。

規模別にみると、29人以下(同3.0%減)、30～99人(同3.5%減)、300人～499人(同1.8%減)、500人以上(同24.1%減)と100～299人(同12.9%増)を除き減少し、全体の85.4%を占める100人未満で減少したことが影響しマイナスとなりました。

④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は5,546人となり前年同月に比較し6.1%減少し33か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は35.4%となり、前年同月(34.0%)に比べ1.4ポイントの上昇となっています。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は8.5%(前年同月8.2%)を占めるとともに、前年同月比で14.7%増加しています。

雇用保険受給者実人員は10,470人となり、前年同月比18.5%減と30か月連続の減少となりました。

③ 新規求職の動き

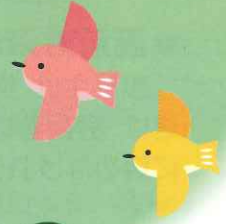
新規求職者数は15,682人となり前年同月比では9.8%減と5か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合は、一般(パートタイム以外)70.3%、パートタイム29.7%となっています。

また、パートを除く常用でみると、新規求職者数のうち、29歳以下の若年者の占める割合は38.0%で前年同月(37.8%)より0.2ポイント上昇しているものの、若年求職者数の前年同月との比較では24.2%減少しています。

なお、新規求職者数のうち、45歳以上の中高年齢者の占める割合は33.9%で前年同月(35.3%)より1.4ポイント低下し、中高年求職者数の前年同月との比較でも27.3%減少しています。

事業主の皆様へ



「年齢」について もう一度考えてみませんか？

募集・採用時に年齢制限を設ける場合の理由提示の義務化について

高齢者雇用安定法の改正により、平成16年12月1日から、事業主は、労働者の募集及び採用する場合において、やむを得ない理由により年齢制限(65歳未満のものに限る。)を行う場合には、求職者に対し、その理由を示さなければならないこととなりました。

● 高齢者雇用安定法第18条の2第1項

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合において、やむを得ない理由^{※1}により一定の年齢(65歳以下のものに限る。)を下回ることを条件とするときは、求職者に対し、厚生労働省令で定める方法^{※2}により、当該理由^{※3}を示さなければならない^{※4}。

- ※1 「やむを得ない理由」とは、年齢指針(4ページ参照)において、年齢制限を設けることが認められる1～10の場合に限られるものであり、これを逸脱するものは、年齢制限を行うことは認められないとするものです。
- ※2 「厚生労働省令で定める方法」については、「募集及び採用を行う際に使用する書面又は電磁的記録(求人者が職業紹介事業者等を利用する場合に、求人者が職業紹介事業者等に提出する求人申込書等を含みます。)において併せて記載する方法」を指しています(求人広告等を活用して労働者を募集及び採用する場合など、一部方法の特例があります)。
- ※3 「当該理由」とは、単に年齢指針に定める1～10の場合をそのまま書き写すのではなく、当該記載を見る求職者等にとって、これが指針を踏まえたものであることが明確であり、かつ、各企業の実情に応じた個別具体的な理由を指しています。
- ※4 「示さなければならない」として、義務を定めており、「やむを得ない理由」を適切に明示しない事業主は、高齢者雇用安定法第18条の2第2項の規定に基づき、公共職業安定所から、報告の徴収、助言、指導、勧告等の措置を受ける場合があります。また、やむを得ない理由を提示しない求人者の申込みは、職業安定法第5条の5ただし書に基づき、公共職業安定所や職業紹介事業者において受理を拒否される場合があります。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

●雇用対策法第7条

事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。

●年齢指針（労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針）（抜粋）

第3 年齢制限が認められる場合（労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められる場合以外の場合）

事業主が行う労働者の募集及び採用が次の1～10までのいずれかに該当する場合であって、当該事業主がその旨を職業紹介機関、求職者等に対して説明したときには、年齢制限をすることが認められるものとする。

- 1 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新規学卒者等である特定の年齢層の労働者を対象として募集及び採用を行う場合
- 2 企業の事業活動の継承や技能、ノウハウ等の継承の観点から、労働者数が最も少ない年齢層の労働者を補充する必要がある状態等当該企業における労働者の年齢構成を維持・回復させるために特に必要があると認められる状態において、特定の年齢層の労働者を対象として募集及び採用を行う場合
- 3 定年年齢又は継続雇用の最高年齢と、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要とされる期間又は当該業務に係る職業能力を形成するために必要とされる期間とを考慮して、特定の年齢以下の労働者を対象として募集及び採用を行う場合
- 4 事業主が募集及び採用に当たり条件として提示する賃金額を採用した者の年齢にかかわらず支払うこととするためには、年齢を主要な要素として賃金額を定めている就業規則との関係から、既に働いている労働者の賃金額に変更を生じさせることとなる就業規則の変更が必要となる状態において、特定の年齢以下の労働者を対象として募集及び採用を行う場合
- 5 特定の年齢層を対象とした商品の販売やサービスの提供等を行う業務について、当該年齢層の顧客等との関係で当該業務の円滑な遂行を図る必要から、特定の年齢層の労働者を対象として募集及び採用を行う場合
- 6 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から、特定の年齢層の労働者を対象として募集及び採用を行う場合
- 7 労働災害の発生状況等から、労働災害の防止や安全性の確保について特に考慮する必要があるとされる業務について、特定の年齢層の労働者を対象として募集及び採用を行う場合
- 8 体力、視力等加齢に伴い、その機能が低下するものに関して、採用後の勤務期間等の関係からその機能が一定水準以上であることが業務の円滑な遂行に不可欠であるとされる当該業務について、特定の年齢以下の労働者について募集及び採用を行う場合
- 9 行政機関による指導、勧奨等に応じる等行政機関の施策を踏まえて中高年齢者に限定して募集及び採用を行う場合
- 10 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の法令の規定により、特定の年齢層の労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について、当該禁止又は制限されている年齢層の労働者を除いて募集及び採用を行う場合

平成16年屋外労働者職種別賃金調査結果の概要

～建設業技能職種～

厚生労働省統計情報部賃金福祉統計課 発表

- 技能職種の1人1日平均賃金** 全国1万3790円、対前年比1.9%減、茨城1万5040円最も高い職種は、電気工の1万5300円、(茨城では電気工の1万7860円)
- 20歳～24歳の賃金を100とした年齢格差** 技能職種計において賃金の最も高い50歳～54歳層との格差は約1.5倍
- 地域別の水準** 最も高い南関東の1万6000円台に対し、南九州は1万1000円台で、約5000円の格差

第1表 職種別賃金(対前年上昇率)、職種間格差、1日の実労働時間

区分	全国の建設業技能職種賃金					茨城の職種別賃金	
	賃金(円)	対前年上昇率(%)	職種間格差(電気工=100)	1ヶ月の実労働時間	1日の実労働時間	賃金(円)	全国との比較(円)
技能職種計	13,790	△1.9		21.8	8.1	13,850	60
電気工	15,300	△1.8	100	22.0	8.5	15,270	△30
配管工	13,200	△3.8	86	22.7	8.2	12,990	△210
機械運転工	13,650	△3.5	89	21.4	8.0	15,030	1380
大工	13,830	△1.1	90	21.6	7.9	12,530	△1,300
とび工	13,520	2.2	88	21.4	8.0	13,450	△70
型枠工	12,130	△1.0	79	21.2	7.7	11,890	△240
塗装工	13,140	△0.9	86	21.5	7.8	13,010	△130
左官	13,520	△1.2	88	21.4	7.8	15,570	2050
貨物自動車運転者	12,130	△4.7	79	21.3	8.0	13,750	1620
鉄筋工	11,840	1.3	77	20.8	7.8	10,220	△1,620
溶接工	12,960	△7.7	85	22.0	8.2	14,850	1890

- [注] 1. 集計対象は、6,914事業所、集計労働者数は、57,814人。賃金は、8月分。
 2. 技能職種計は、上記11職種及びその他板金工、鉄骨工など10職種を合わせた21職種の合計(以下同様)。
 3. 賃金は、1人1日平均きまって支給する現金給与額。

第1図 屋外労働者の賃金および対前年上昇率の推移(技能職種計)



第2表 職種・年齢階級別賃金および年齢間格差

区分	技能 職種計	電気工	配管工	機 械 運転工	大工	とび工	型枠工	塗装工	左官	貨 物 自動車 運転者	鉄筋工	溶接工
----	-----------	-----	-----	------------	----	-----	-----	-----	----	-------------------	-----	-----

賃金(円)

19歳以下	8,440	8,660	8,590	9,410	7,300	9,590	8,340	7,620	7,590	*9000	7,690	8,170
20～24歳	10,250	10,560	9,530	11,300	9,520	10,940	10,330	10,270	10,200	10,270	9,720	10,040
25～29歳	12,020	12,510	11,420	12,210	11,810	12,620	11,500	11,870	12,210	11,190	11,580	11,190
30～34歳	13,730	14,380	13,050	13,500	14,120	14,040	12,630	13,760	13,920	12,160	12,770	12,410
35～39歳	14,500	15,850	13,990	13,910	13,900	14,520	12,920	14,110	13,920	12,060	13,230	12,680
40～44歳	14,850	16,840	14,230	14,050	15,210	14,360	12,600	14,060	13,910	12,470	12,900	14,170
45～49歳	14,930	18,370	14,260	13,540	14,330	14,420	12,690	13,790	14,130	12,350	12,390	13,560
50～54歳	15,180	18,440	15,240	14,190	15,050	14,440	12,380	14,570	14,110	12,380	12,890	13,940
55～59歳	14,980	18,070	14,660	14,190	14,670	15,050	12,530	14,150	14,000	12,490	12,430	14,250
60歳以上	13,080	14,050	12,640	13,050	13,730	12,720	11,610	13,910	13,250	11,410	10,810	12,850

年齢間格差(20～24歳=100)

19歳以下	82	82	90	83	77	88	81	74	74	*88	79	81
20～24歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
25～29歳	117	118	120	108	124	115	111	116	120	109	119	111
30～34歳	134	136	137	119	148	128	122	134	136	118	131	124
35～39歳	141	150	147	123	146	133	125	137	136	117	136	126
40～44歳	145	159	149	124	160	131	122	137	136	121	133	141
45～49歳	146	174	150	120	151	132	123	134	139	120	127	135
50～54歳	148	175	160	126	158	132	120	142	138	121	133	139
55～59歳	146	171	154	126	154	138	121	138	137	122	128	142
60歳以上	128	133	133	115	144	116	112	135	130	111	111	128

[注] *は、調査労働者が10人未満のため、利用に際し注意を要する(以下同様)。

第3表 地域別賃金

区分	技能 職種計	電気工	配管工	機 械 運転工	大工	とび工	型枠工	塗装工	左官	貨 物 自動車 運転者	鉄筋工	溶接工
北海道	12,790	13,230	11,840	14,250	13,580	11,950	12,130	11,400	13,010	13,050	11,410	11,140
東北	11,860	13,500	11,460	11,710	12,340	11,490	10,340	11,200	11,200	10,530	10,090	11,670
北関東	14,140	15,910	13,500	14,300	13,320	13,460	12,610	12,790	14,360	13,270	11,180	13,400
茨城	13,850	15,270	12,990	15,030	12,530	13,450	11,890	13,010	15,570	13,750	10,220	*14850
栃木	15,240	17,820	14,150	14,480	14,980	13,900	12,340	13,700	14,680	13,670	*11030	13,730
群馬	13,220	13,720	13,040	14,730	12,650	13,430	12,450	14,020	14,200	12,270	11,710	12,170
南関東	16,070	17,490	15,460	15,810	15,990	15,430	15,530	16,410	16,070	13,280	13,960	15,200
北陸	13,480	14,920	12,590	13,600	13,950	12,850	12,400	12,400	13,040	11,370	11,680	13,460
東海	15,310	16,870	14,390	15,770	15,190	13,890	13,110	14,850	14,620	13,450	13,260	14,180
近畿	14,490	17,120	13,350	15,140	15,220	14,430	13,870	13,250	14,830	13,750	14,470	14,420
京阪神	14,900	15,520	14,400	15,460	15,400	15,800	11,110	15,010	14,410	13,650	12,130	14,580
山陰	12,610	13,400	11,850	13,000	14,140	11,030	11,770	11,410	12,570	11,800	9,820	11,100
山陽	13,460	14,740	12,650	13,470	13,790	12,990	11,680	12,750	12,920	12,700	11,440	13,190
四国	12,920	14,180	12,430	13,450	13,170	12,600	11,660	10,980	12,220	11,650	10,520	12,600
北九州	12,570	13,710	11,760	12,150	13,330	12,660	11,100	11,150	11,940	10,710	10,230	12,070
南九州	11,320	12,170	10,690	11,960	11,670	11,810	10,680	9,670	11,010	11,020	9,920	10,860

詳細については、茨城労働局労働基準部賃金室までお問い合わせください。電話 **029(224)6216**

なお、データについては、茨城労働局ホームページ(賃金室の業務の頁)からご覧いただけます。

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/kijun/chingin/chingin06.html>

平成16年屋外労働者職種別賃金調査結果概要については、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/okugai/04/index.html>

平成18年3月 新規高卒者対象の求人受理を 6月20日から開始



事業主の皆様へ新規高卒者の
採用計画の検討をお願いいたします

平成18年3月新規高卒者の求人取扱と採用選考は

- 平成18年3月高等学校卒業者を対象とする求人は、事業所を管轄するハローワークへ求人申し込みをしていただき、求人票の内容が適正であることの確認を受けた後に、高等学校に申し込む(平成17年7月1日以降)ことになっています。
- 学校に、ハローワークの「確認印」のない求人票で申し込まれた場合は、その求人は受理されませんのでご注意ください。
- 選考開始日は、平成17年9月16日以降となります。
- 採用選考にあたっては、選考開始時期の遵守や差別的取扱を受けないよう、公正な採用選考にご理解とご協力をお願いいたします。

「ご存じですか?障害者の雇用について」

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業の場合、常用労働者数56人(除外率相当数を除き)に1人の割合で身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされています。

障害者の雇用を促進するため、県内のハローワークでは、障害者就職面接会や、障害をお持ちの方の職業相談・職業紹介、事業主に対する各種相談・支援等を行っております。お気軽に最寄りのハローワークへご相談下さい。



問合せ先

茨城労働局職業安定部職業対策課 高齢・障害者雇用対策係まで

電話 ● 029(224)6219

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 中高年	求人全数	求職全数		
14年度月平均	12,023	3,813	8,125	13,715	4,403	4,273	30,395	57,992	3,495	23,287
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576
16年 4月	14,117	4,303	9,702	17,385	5,530	5,153	36,277	53,941	3,997	12,839
5	10,901	3,569	7,263	12,556	3,654	2,528	32,310	52,067	3,659	12,816
6	13,572	4,309	9,157	12,697	3,702	2,561	33,313	50,652	3,876	14,234
7	14,116	4,462	9,459	11,677	3,477	2,475	34,130	48,498	3,824	14,268
8	14,273	5,044	9,161	11,191	3,355	2,251	36,813	46,760	3,374	14,567
9	15,944	5,458	10,392	12,554	3,650	2,410	39,856	46,416	4,017	13,504
10	14,979	4,555	10,229	12,054	3,413	2,628	40,586	45,620	3,963	12,424
11	14,832	4,774	9,894	10,354	2,959	2,146	40,915	43,576	3,519	12,093
12	12,249	3,796	8,370	7,904	2,203	1,801	37,444	39,316	2,923	11,602
17年 1月	14,241	4,524	9,619	12,218	3,525	2,526	37,005	40,079	2,920	11,034
2	15,647	4,506	10,223	11,502	3,516	2,392	38,561	41,119	3,274	10,706
3	15,932	4,654	11,133	12,843	4,267	2,434	41,173	44,193	4,070	10,828
4	13,865	4,031	9,741	15,682	4,193	3,744	39,920	47,452	3,915	10,470
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
18年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
14年度月平均	0.88	0.96	0.52	0.56	0.5	5.6	6.1	5.3	7.0	7.6	8.8	▲ 5.2	360	5.4
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9	342	5.2
16年度月平均	1.18	1.35	0.81	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4	308	4.6
16年 4月	1.08	1.24	0.73	0.78	8.7	15.2	▲ 6.2	▲ 5.8	3.7	0.1	▲ 35.5	▲ 19.8	335	4.7
5	1.04	1.27	0.71	0.79	▲ 5.7	5.5	▲ 16.3	▲ 14.9	▲ 5.8	▲ 5.4	▲ 35.5	▲ 28.3	319	4.6
6	1.09	1.32	0.75	0.83	9.3	20.9	▲ 3.7	▲ 2.4	4.3	3.4	▲ 27.9	▲ 18.5	309	4.6
7	1.14	1.29	0.77	0.84	5.7	10.5	▲ 13.5	▲ 9.8	▲ 2.3	▲ 2.8	▲ 28.0	▲ 21.0	318	4.9
8	1.11	1.27	0.81	0.84	16.8	13.5	▲ 1.2	0.1	2.4	7.1	▲ 22.4	▲ 16.5	314	4.8
9	1.17	1.33	0.83	0.86	10.5	11.6	▲ 8.6	▲ 9.0	▲ 0.4	▲ 2.5	▲ 26.7	▲ 19.3	309	4.6
10	1.24	1.44	0.85	0.89	▲ 3.4	6.2	▲ 17.8	▲ 14.4	▲ 5.8	▲ 9.0	▲ 30.2	▲ 22.0	311	4.6
11	1.22	1.43	0.86	0.91	18.3	21.6	1.5	7.1	2.4	8.3	▲ 25.6	▲ 14.8	290	4.6
12	1.23	1.38	0.86	0.90	4.8	10.3	▲ 13.6	▲ 7.1	▲ 8.9	▲ 0.6	▲ 25.9	▲ 17.4	270	4.5
17年 1月	1.13	1.41	0.83	0.91	▲ 8.9	8.8	▲ 14.5	▲ 8.0	▲ 8.3	▲ 1.7	▲ 25.1	▲ 16.5	296	4.5
2	1.35	1.48	0.85	0.91	10.3	11.6	▲ 12.8	▲ 9.0	▲ 9.8	▲ 1.8	▲ 22.9	▲ 14.2	308	4.7
3	1.38	1.35	0.90	0.91	10.5	7.7	▲ 15.0	▲ 9.2	▲ 10.8	▲ 4.8	▲ 19.7	▲ 12.8	313	4.5
4	1.16	1.42	0.92	0.94	▲ 1.8	6.1	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.1	▲ 4.5	▲ 18.5	▲ 13.9	310	4.4
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
18年 1月														
2														
3														

(注)1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。若年者(29歳以下)、中高年(45歳以上)はパートを除く常用
 2. ▲印は減少を示す。
 3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 4. 平成16年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。